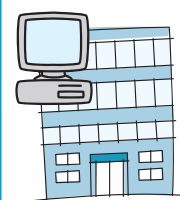


の推進 3 農林業の振興を 三つの柱に

本市の行財政運営は、依然として厳しい状況にあるが、限られた資源、財源の中で総合計画に掲げた将来像「薫風新都—みんなでつくる・笑顔あふれる小城市—」の実現を目指すべく、初めて行政評価の手法を導入、平成24年度から28年度までの5ヵ年を計画期間とする後期基本計画について経営戦略会議を開き、成果指標の達成度と施策の貢献度を相対的に評価する検討を行い、「平成26年度の施策毎の方針」を決定し予算を編成している。特に本年度は①市街地の整備、②情報化の推進、③農林業の振興の3つを重点施策として位置づけ、これまで以上に成果の向上を目指す予算となっている。

総務・企画



インターネットで情報発信

1,121万円

スマートフォンやタブレットを利用した情報を発信し、動画サイトへの掲載により、手軽に市の情報を入手でき、市のイメージアップを図る。また、LINE（ライン）やTwitter（ツイッター）でも発信。

小城消防署を建設

701万円

関係市町及び佐賀県と連携し、小城消防署を改築し、広域消防の組織再編と併せて常備消防体制の強化及び常備消防施設の更新を図る。

市政10周年記念事業

260万円

平成27年3月に市政10周年を迎えるにあたり、市民本位のまちをつくりあげていくための記念シンポジウムを開催する。

アイルの資源磨きに調査費

174万円

アイルの温泉を核とする温泉・スポーツ・医療が連携した拠点づくり構想を具現化するために、グランドデザイン（基本構想）の調査を実施する。

第2次総合計画を策定

370万円

第1次が28年度で最終となるため、第2次総合計画を策定。基本構想は

平成29年度～38年度の10年間を想定して策定する。

協働によるまちづくりを推進

36万円

住民ニーズの多様化に対応するため、まちづくりの組織を設立し、住民の手によるまちづくりを進め、自治意識の醸成を図る。

社会保障・税番号制度の創設に伴うシステムを改修

1,678万円

個人の情報の確認を行うための仕組みとして、社会保障の分野や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラを整備する。

電気自動車充電インフラ整備・活用事業

1,274万円

電気自動車用充電設備の設置を行うことにより、電気自動車のさらなる普及を促進する。

保健・福祉



障がい児の自立を支援

205万円

18歳未満の障がい児に対し、手術等により将来の生活能力を習得させる。

風しん予防接種

68万円

妊婦の風しん感染リス

1 市街地の整備

2 情報化

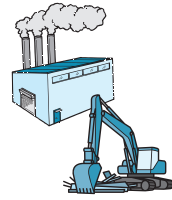
クを下げ、先天性風しん症候群の発生を予防する。

消費増税に伴い 給付金支給

1億1,460万円

消費増税の負担軽減のために低所得者に現金を給付する。対象者は8,200人程度。

産業・建設



まちなか市民交流 プラザ(仮称)等 の整備

15億4,164万円

旧小城庁舎跡地に「まちなか市民交流プラザ(仮称)」等を整備し、21世紀の人口減少及び少子高齢化社会に対応するまちづくり・交流による

活性化拠点地区の形成を図り、また地域経済の活性化を図る。

JR小城駅周辺 の環境整備

5,716万円

JR小城駅の利便性の向上と、安全で快適な歩

行者空間の確保等を図るとともに、築100年の趣のある駅舎を活かした再整備を行う。

スマートインター チェンジの整備

5,742万円

長崎自動車道小城パー



▲整備されたJR小城駅の駐輪場

キングエリアにスマートインターチェンジを整備し、高速交通体系の整備を促進させ、小城市の産業振興、災害時の広域支援体制の向上など、地域の活性化を図る。

市営住宅の建替

5,419万円

牛津地区の4箇所の市営住宅は、耐用年限も経過しており、居住水準、地域防災面、設備の老朽化等、様々な問題があるため、牛津駅南に建替を行う。

橋りよう長寿命 化修繕

5,186万円

市内の橋りようの多くは、劣化により一般車両の往来に支障をきたしているものもあるため、予防的な修繕へと政策を転換することにより、費用

の縮減を図りつつ、道路網の信頼性を確保する。

多面的機能支払 交付金

4,751万円

これまでの農地・水保全管理支払交付金にかわるもの。農業・農村の持つ多面的機能の発揮を確保するため、集落の共同管理により農地を維持し、担い手の負担軽減と構造改革を後押しする。

観光情報を発信 する番組を作成

2,413万円

佐賀県地域人づくり事業補助を活用し、小城市の観光、特産品、イベント及び地域コミュニティの情報の情報等のテレビ番組を作成し、情報発信を行う。研修としての事業も取り組む。

<その他の26年度予算の主なもの>

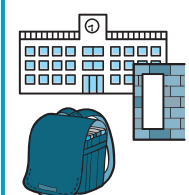
事業名	補正予算額
定住促進等事業	1,200万円
青年就農給付金給付事業	1,725万円
6次産業化事業	310万円
さが園芸農業者育成対策事業	1,790万円
県漁業経営構造改善事業	2,067万円
県営クリーク防災機能保全対策事業「小城地区」	4,500万円
県営農業競争力基盤整備事業（多久導水路地区）	232万円
県営水利施設整備事業基幹水利施設保全型（新村地区）	1,260万円
農業基盤整備促進事業	8,682万円
小城市宣伝隊事業（地域人づくり事業）	2,936万円
小城市特産品等販路拡大事業	1,582万円
観光情報発信番組放映事業（地域人づくり事業）	2,413万円
市道維持補修事業（社会資本整備総合交付金事業）	900万円
市道江利・大寺線改良事業	3,000万円
市道小路・中村線改良事業	1,480万円
市道甘木線改良事業（社会資本整備総合交付金事業）	700万円
市道住ノ江・社搦線改良事業（社会資本整備総合交付金事業）	1,100万円
鉱害ポンプ維持管理事業	3億2,153万円
J R小城駅周辺維持管理事業	120万円
魅力的商業空間整備事業	100万円
中心市街地活性化推進事業（地域人づくり事業）	1,071万円
農業集落排水施設機能強化対策事業	743万円
公共下水道事業（小城処理区）	7億7,703万円
市営浄化槽事業	6,511万円
東新町浄化施設管理事業	395万円
認可外保育施設運営支援事業	786万円
保育士等処遇改善臨時特例事業	1,150万円

漁業用給油施設を整備

2,067万円

佐賀県有明海漁協芦刈支所の給油施設は、消防署からの安全面の指摘もあり、現行法に適した漁業用燃料の供給施設を整備するため、費用の一部を補助する。

教育・文化



芦刈小学校今年度でいよいよ完成

3億2,399万円

芦刈小学校改築は本年度が最終年度で、地域解放棟、屋外便所棟、中学校改修、外構、駐車場を整備する。

ICT教育事業

5,727万円

2カ年かけて市内小中学校に整備したICT機器の活用用の定着と、効果の検証及び保守管理を行う。

放課後児童クラブ専用施設を建設

2,642万円

放課後児童クラブの待

機児童解消のために、学校敷地内に専用施設を建設する。今年度は三日月小学校南門東側に建設。

身近なユニバーサルデザイン推進補助

100万円

誰もが外出しやすい環境づくり推進を図る一環として、多くの市民が利用する施設の改修工事等を行う事業の中で、自治

公民館のトイレの洋式化改修等工事に対して、補助を行う。

子育て世帯へ臨時特例給付金を支給

8,281万円

消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的に給付金を支給する。児

童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と併給調整して支給する。

小城市三日月体育館を改修する調査に予算

300万円

昭和61年に建設以来27年が経過した三日月体育館は、この間、補修工事等を行ってきたが、現在も大雨の時は雨漏りが続いている状況である。市



▲大規模改造が予定されている牛津小学校（昭和59年度建設）

内屋内体育施設の中でも最も利用者が多く、安全で快適に利用できるスポーツの場を維持確保するために改修調査を行い、対策を検討する。

保育所へ施設整備の補助金を交付

1億5,400万円

認可保育園、認定こども園の施設を、佐賀県安

心こども基金及び小城市安心こども特別対策事業費補助金を活用して、増改築や整備を行い、受け入れの定員増を進める。

子ども・子育て支援事業計画の策定

331万円

安心して子どもを産み育てることのできる社会

を実現するため、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組み、制度を構築する。また、小学校就学前の子どもと小学校児童に

梧竹作品デジタルミュージアム化を推進

93万円

中林梧竹記念館では、梧竹作品・遺品など約500点を所蔵し、年4回の常設展で数十点づつテーマに沿った展示公開を行っている。作品をデジタル化することにより、小城市のホームページにおいて画像や情報を常時公開し、梧竹作品を鑑賞できる機会を増やすと共に、記念館への来館者増を図る。

牛津小学校を大規模改造

3,370万円

経年による建物の機能低下や用途変更に伴う大規模改造を2年かけて実施するための設計を行う。以後、古い順に市内の学校を改造していく。

意見書

（第1号）

労働者保護ルールの見直しを求める意見書
（可決）



用語解説

【人権擁護委員とは】人

権の侵犯を監視救済し、人権思想の普及高揚に努めるために1949年制定の人権擁護委員法に基づいて市町村（特別区を含む）に置かれる委員。市町村長の推薦によって法務大臣が委嘱する。

【監査委員とは】地方公

共団体の執行機関の一つ。地方公共団体の財務や事業などに関し、監査（監督）検査することを行うもの。

【意見書とは】地方自治

法の規定（99条）に基づいて、地方公共団体の公益に関することについて議会の意志を国会や関係行政庁に伝達するために提出する文書をいう。意見書の発案は議員が行い、これを議会にはかり決定して、議長の名で関係機関に提出する。

【条例とは】地方公共団

体がその管理する事務に

関し法令の範囲内で議会の議決によって制定する法規。条例の種類には、内容、機能により二つに区分される。

(1)行政組織の基本をなすもので内部管理に関するもの。

(2)税、分担金、環境保全、自然保護等の住民の権利義務に関するもの。

住民の意志のいかんに関らず、強制力をもって住民に対してその権利を制限し、あるいは義務を課するもので、その条例の審議に当たっては、住民の負担能力と立場を第一に考えながら慎重な検討が必要である。権利を制限し、義務を課することは必要最小限にとどめるよう特に留意しなければならない。なお、住民の代表者である議会の議決がなければ、これを制定、改正、廃止することはできない。

（『議員必携』より抜粋）